

沖縄県宮古農林水産振興センター所長 平安名 盛正（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）は下記の条項により車両の賃貸借に関する契約を締結する。

第1条 甲は、（別紙）記載の自動車及び付属品等（以下「当該車両」という。）を乙から賃借し、乙はこれを賃貸する。

第2条 甲は、当該車両を公務執行の用に供するものとする。

第3条 当該車両の賃貸借期間は、令和6年10月1日から令和11年9月30日までの60ヶ月とする。

2 甲又は乙が、この契約を解除しようとするときは、前項に定める賃貸借期間が満了する2ヶ月前までに、意思表示するものとする。

第4条 当該車両の保管場所は、沖縄県宮古農林水産振興センター（沖縄県宮古島市平良字西里1125）とする。

第5条 当該車両の引渡しは、甲乙双方が立合い、装備、外観その他すべての点について賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認の上、行うものとする。

2 引渡しのとき、すぐに分からない隠れた瑕疵があった場合には、乙の責任において必要な措置を講ずるものとする。

第6条 賃貸借料は、次のとおりとする。

(1) 契約期間総額 金 〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額 〇〇〇〇円）

(2) 支払月額 金 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額 〇〇〇円）

(注1) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規程並びに地方税法第72条82及び第72条83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

第7条 甲は、乙の毎月発行する適法な請求書の受領日から起算して、30日以内に当該金額を乙に支払うものとする。

2 乙は、甲の責に帰すべき事由により賃貸借料金の支払いを遅延した場合は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条第1項の規定に基づいた割合で計算した遅延利息を請求することができるものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第8条 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第2項第3号の規定により免除する。

または、契約保証金は次のとおりとする。

(1) 契約保証金額 金 〇〇〇

第9条 乙は、甲が故意又は重過失により契約車両を滅失し、又はき損した場合は、損害賠償を請求することができるものとする。

第10条 甲または乙は、相手方がこの契約に定める債務を履行しないとき、又はこの契約の条項に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合、甲及び乙は、これにより被る相手方の損害についてその責を免れない。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第11条 契約車両の所有権は、乙に属する

2 甲は、契約車両が乙の所有であることに鑑み、当該車両を善良なる使用者の注意義務をもって使用するものとする。

第12条 乙は、甲が車両を常時正常な状態で使用できるように、乙の責任において別紙仕様書に係る項目について費用負担するものとする。

2 甲は、車両の故障、性能の低下等により点検整備、修繕等が必要な場合は、乙へ連絡するものとする。

第13条 甲は下記に掲げる事由のいずれかが生じたときは、乙に対し直ちにこれを通知しなければならない。

- (1) 自動車について著しい破損・滅失（天変地異等不可抗力によるものを含む）、盗難、紛失、被詐取等の事故が生じたとき、もしくは乙に優先する権利を主張するものがあらわれたとき。
- (2) 甲がその住所・氏名・商号又は営業の目的を変更したとき。
- (3) 自動車の保管又は使用に起因して第三者に人的または物的損害を与えたとき。

第 14 条 甲は下記に掲げる乙の権利を侵害する一切の行為をしてはならない。

- (1) 自動車の譲渡、または本契約に基づく権利の譲渡。
- (2) 自動車を担保の目的にすること。
- (3) 乙の承諾を得ないで自動車の現状または自動車検査証の記載事項を変更し、もしくは保管場所・使用の本拠地・用途等を変更すること。

第 15 条 本契約が終了し、又は第 10 条に基づき解約した場合、甲は車両を速やかに乙に返還しなければならない。

2 本契約終了後、甲は車両の買取及び残価精算は行わない。

第 16 条 この契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約である。

- 2 令和 6 年度以降においてこの契約に係る甲の歳入歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合には、甲は当該契約を解除することができる。
- 3 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

第 17 条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

第 18 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に疑義が生じたときは、甲乙協議の上解決するものとする。

この契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保管する。

契約締結年月日 令和 6 年 月 日

甲 沖縄県宮古島市平良字西里 1125 番地  
沖縄県宮古農林水産振興センター  
所長 平安名 盛正

乙